

資産運用に関する規制動向

TOPICS 01

金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」を公表

- 2026 年 7 月 24 日、金融庁は「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」を公表した。
- 7つのポイント：①資産運用会社・信託銀行等の「資産運用業務・資産管理業務」の高度化（資産運用会社と信託銀行等の適切な業務分担を図りつつ、業務効率化・合理化を促進）、②金融グループにおける「機関投資家向けサービス」の高度化（自社の強み・課題を把握し、対応策等を検討）、③資産運用会社における「企業調査」の高度化、④資産運用会社における「生成 AI」の利活用、⑤運用高度化等に向けた継続的なモニタリング、⑥「企業型 DC・iDeCo」の環境改善（制度の効率化・簡素化に向けた改革を検討し、運営管理機関・レコードキーパーにおける取組も推進）、⑦能力ある多様な「PE ファンド」の成長（日系 PE ファンドのファンド・案件の規模の拡大と育成）

TOPICS 02

金融庁「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果について」（2025 事務年度）を公表

- 2026 年 7 月 29 日、金融庁は「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果について」（2025 事務年度）を公表した。
- 2025 事務年度は、販売会社等における顧客本位に基づく金融商品販売の態勢全般について、① リテールビジネス戦略等の一連の枠組みや各種施策が整合的に策定されているか、②リテールビジネス戦略等の一連の枠組みに基づき、各社が目指す顧客本位に基づく金融商品販売が本部及び営業現場において実効的に実践されているか、③PDCA サイクルを通じて、抜本的な態勢の改善に向けた自律的な改善・高度化を促す仕組みが構築され、実効的に機能しているかといった観点からモニタリングを実施した。さらに、多くの販売会社等が取り組んでいる、顧客の総資産を踏まえたポートフォリオ提案・管理の実践状況についてモニタリングを実施した。

TOPICS 03

金融庁「組織再編」を公表

- 2026 年 8 月 5 日、金融庁は、「資産運用立国」の取組を更に発展させることをはじめとする重要政策への対応、金融分野におけるデジタル技術の進展への対応、金融機関に対するモニタリングの高度化など、金融行政上の新たな課題にきめ細かく対応するため、組織再編の実施（8 月 7 日付）を公表した。
- 再編の内容：①総合政策局及び監督局を「銀行・証券監督局」及び「資産運用・保険監督局」に再編。また、総括審議官を「監督総括審議官」に改称し、両監督局と連携して業務を行う、②官房部門を担当する「次長」を新たに設置し、全庁的な金融行政の立案・総合調整機能を担う、③国際課、信用課、郵政金融課、資金決済課、暗号資産・ステーブルコイン課を新設する。

（出所）「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」の公表について：金融庁、

「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果について（2025 事務年度）」：金融庁、

「金融庁の組織再編について」（<https://www.fsa.go.jp/>）

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年8月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価値証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会